

高山村プレミアム付商品券 (6,000円分の商品券を5,000円で販売)

高山村では、平成27年4月1日より高山村プレミアム付商品券を販売しています。

6,000円分の商品券を5,000円(20%お得です!!)で販売しています。まだまだ商品券の在庫がございますので、購入希望の方は役場地域振興課までお問い合わせください。

●購入方法等

【販売場所】役場 地域振興課窓口

【販売期間】平成27年4月1日～平成27年8月31日
午前8時30分～午後3時(土日祝日除く)

※本人確認のため身分証明書(運転免許証、保険証、住基カード等)の確認をさせていただきます。

※同一世帯にお住まいの方のみ、代理購入が可能です。

【購入対象者】平成27年4月1日現在で18歳以上の村内在住の方

【販売額】1組5,000円(500円券×12枚綴り)

【販売数】8,000組(売り切れ次第終了)

【購入限度数】お1人様3組まで

●ご利用上の注意

- ・お会計前に、商品券を使用する旨をお知らせください。
- ・商品券はセット販売ですので、バラ売りはしません。
- ・商品券の有効期間は、平成27年8月31日(月)までとなります。
- ・有効期間後は無効です。また、買い戻しはできません。
- ・釣り銭は支払われません。
- ・発行者印、番号のないものは無効とします。
- ・盗難、紛失又は滅失等に対して発行者は責任を負いません。

●ご利用できない商品等

- ・商品券、図書券、ビール券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いものの購入
- ・現金との換金、金融機関・電子マネーカード等への入金
- ・国、地方公共団体や公共料金等の支払い
- ・出資、債務支払、仕入等の事業資金
- ・その他、取扱店が指定するもの

●抽選会実施

販売期間終了後に商品券表紙記載のナンバーを使って抽選会をします。残った表紙は大切に保管しておいてください。



●商品券取扱店

建設業	卸売業、小売業	不動産業、物品賃貸業	生活関連サービス業、娯楽業
(株)須藤工務店	あがつま農業協同組合A・COOP高山店	中澤不動産	高山クリーニング
(株)若月工務店	倉田酒、食料品店	中屋椎茸	美容室 ミント
(有)OHKI	小平精肉店	宿泊業、飲食サービス業	ヘアーズ サイトウ
(有)田村創建	セブン-イレブン群馬高山中山店	食事処 扇屋	ヤスヨ美容室
(有)林建設	高山給油所	セミナーハウス高山	理容 はずみ
高橋班	高山自動車	そば進	理容 ほしの
林 瓦店	テックおおしま	月夜野庭	サービス業
製造業	手づくりの店 こすもす	弁当・惣菜 からあげ日和	(有)山田商事
唐澤畳店	中屋椎茸	楽楽	いぶきの湯
八祥堂(ハッシュウドウ)	丸勝商店	レストラン・アラゴン	群馬県立ぐんま天文台(売店)
運輸業	渡辺商店	生活関連サービス業、娯楽業	高山運輸倉庫(株)
高山運輸倉庫(株)	割田商店	関越ゴルフクラブ 中山コース	道の駅「中山盆地」
商品券でご利用できない商品等もございますので、お会計前に、商品券を使用する旨をお知らせいただき、ご利用できるか確認してください。			
みどりの村キャンプ場			
ロックハート城			

※お詫びと訂正

3月に配布しました商品券チラシ裏面の商品券取扱店として「倉田酒、飲料品店」を事業所名として掲載しておりましたが、「倉田酒、食料品店」となりますので訂正し、お詫び申し上げます。

問い合わせ 役場地域振興課 ☎63-2111(内線24)

役場各課担当事務内容と職員をお知らせします

(平成二十七年五月一日)

村長	後藤 幸三
教育長	高橋 直幸

課名	担当事務内容	職名氏名
総務課	人事・予算統制、儀式費・公印管理、典章・議事、消防・防犯交通、防災行政無線、共済組合・町村会、自衛官募集・物品管理、財務財政・地方債・交付金、公有財産管理、倉庫管理・庁有車管理、情報公開・個人情報保護・避難者受入	課長 平形 郁雄 補佐 後藤 好 補佐 大淵 俊幸 係長 鈴木 伸恵 係長 平形 好崇 主事 河原田英華 嘱託 飯塚 伸子 嘱託 齊藤 光恵
地域振興課	企画調整・広域行政・広報・商工振興・地域づくり・統計調査・土地対策・運輸対策・観光政策・環境・情報政策・道の駅整備事業・高山村除染実地事業・グリーンツーリズム・環境条例・消費者対策・太陽光発電システム補助金・地方創生事業	課長 野上 創造 補佐 金井 等 補佐 都筑喜久雄 係長 座木 光代 係長 武田 和也 主事 武淵ちひろ

課名	担当事務内容	職名氏名
農政課	林務係・農政係・上下水道係・建設係	課長 飯塚優一郎 補佐 松井 信之 補佐 星野 哲也 係長 都筑みゆき 係長 小池 正浩 係長 平形 和彦 主任 山田 雅之 (吾妻広域から出向) 主事 松井 智良 主事 廣田 和則 主事 平形 佑太
住民課		(保育士) 飯野ようこ (保育士) 星野 佳美 (保育士) 田中あや子 (保育士) 倉田 純子 (保育士) 関 芳子

課名	担当事務内容	職名氏名
教育委員会	幼稚園 高山小学校用務 園内総轄 幼稚園教務 ばら組 (年少) ちゅうりつ組 (年少) りんどう組 (年中) こすもす組 (年少) 安全担当	園長 加藤 利明 教諭 大淵 初美 教諭 大淵 光規 教諭 田村留美子 教諭 倉田 詩織 教諭 須藤 千晴 教諭 青柳 佳恵
給食センター	学校給食 給食の栄養管理	主事 後藤 政樹 主幹栄養専門員 諸岡 裕美 調理主任 茂木由美子 調理員 飯塚 好子
社会教育	社会教育 (吾妻教育事務所から派遣) 英語指導	主事 山野井 崇 エラ・ペリー・ヒル

課名	担当事務内容	職名氏名
住民課	住民係・保健係・福祉係	課長 割田 眞 補佐 高橋千づる 補佐 本間 尚也 補佐 武田 昌明 主事 山田 清隆 主事 林 大生 主事 中山 亜美 主事 武淵 ゆい 主事 星野千香子 補佐 小野 恵美 補佐 藤井なおみ 係長 木村 朋子 参事 山野井久美子 (児育指導員)
税務課	住民税・固定資産税・国保税・特別土地保有税・軽自動車税・諸税・諸証明	課長 林 隆文 補佐 香川 正和 主任 石坂 唯 主事 後藤 裕之

課名	担当事務内容	職名氏名
教育委員会	社会教育係・学校教育係	課長 佐藤 章彦 補佐 鈴木 啓三 補佐 平形 英俊 係長 山岸 孝宏 主事 飯塚 涼 主事 栗原 渉太 再任用 阿部 俊江
出納室	出納係 出納事務全般 村税等取納	出納室長 星野 茂樹 補佐 山口 珠枝 主事 星野 香澄 嘱託 中嶋 輝久
地籍調査室	地籍調査係 国土調査全般 用地管理	室長 飯塚 欣也 係長 塚越 政義 嘱託 大島 和 嘱託 櫻井 均

課名	担当事務内容	職名氏名
農業委員会事務局	農業委員会 農業者年金	局長 飯塚優一郎 (農政課長兼任) 書記 星野 哲也 (農政課補佐兼任)
公平委員会	公平委員会事務	書記 平形 郁雄 (総務課長兼任)
固定資産評価審査委員会事務局	固定資産評価審査委員会事務	書記 割田 信一 (議会事務局局長兼任)
監査委員事務局	監査委員事務	書記 割田 信一 (議会事務局局長兼任)
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務	書記 平形 好崇 (総務課係長兼任)
議会事務局	議会事務	局長 割田 信一 書記 平形 好崇 (総務課係長兼任)

飼い犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

平成27年度春季の飼い犬の登録と狂犬病予防注射を下記のとおり実施いたしますので、生後91日以上の子犬を飼っている方は最寄りの会場へお出かけください。

また、飼い犬の登録済みの方には別途個別の実施通知を配布いたしますので、**通知書（ハガキ）**を会場へ持参くださるようお願いいたします。

期日	会 場	時 間
5月21日(木)	火の口公民館	9:30~10:00
	農協旧尻高支所	10:10~10:40
	北之谷住民センター	10:50~11:10
	基幹集落センター	11:20~11:50
	関田住民センター	13:10~13:40
	役原地区住民センター	13:50~14:20
	高山村役場	14:30~15:20

期日	会 場	時 間
5月22日(金)	五領公民館	9:30~10:10
	新田地区集会所	10:20~11:10
	本宿公民館	11:20~12:10
	原住民センター	13:20~14:10
	梅沢集会所	14:20~15:00
	茶屋ヶ松集会所	15:10~15:20

★手数料

- ・注射のみ（登録済みの犬） 注射料 3,400円
- ・登録と注射（登録の済んでいない犬） 登録・注射料 6,400円

★犬の登録・注射を怠った者は、狂犬病予防法の規定により罰せられることがあります。

★犬は、必ずつないで飼い、放し飼いは絶対にしないでください。

★運動中の犬の糞等は、飼い主が責任を持って片づけてください。

★本年度の集合による登録及び注射は、5月と10月の年2回を予定しています。

★飼い犬が死亡した場合、役場住民課まで報告をお願いします。

★動物病院等で既に狂犬病予防注射を受けた方にも通知書が届く場合がありますが、ご容赦ください。

★4・5・6月は狂犬病予防注射月間です。注射はお早めにお受けください。

犬の散歩時の糞の処理について

犬の散歩時において、犬の糞を処理せずにそのまま道路などに放置していくケースが見受けられます。処理をしなければ周辺の衛生面に悪影響となり、近隣の方々にとっても大変迷惑がかかります。

犬の飼い主の方は、散歩の際には責任をもって糞の処理をするようお願い申し上げます。 高山村役場住民課

高山村農作物被害対策事業費補助金について

野生動物（イノシシ・カモシカ等）による農作物への被害等を防止するために設置する防除資材費等に対し補助を行います。

○補助対象者

原則として、村内で農業経営を行う複数戸の農業者で共同設置する者

○事業内容

防除ネット、電気柵等の資材費等の補助

○補助率等

資材購入費等の1/2以内（上限250,000円）

○申請について

補助を受けようとする者は、設置前に補助金の申請を行い、補助金の交付が決定してから機材を購入してください。

○その他

事業費（資材費等）が50万円を超え、広範囲に農地を取り囲むような場合には、国や県の補助を受けられる制度もありますのでご相談ください。

問い合わせ 高山村役場農政課 ☎63-2111

農地の借受希望者の募集について

群馬県農業公社では、「農地中間管理事業」による、農地の借受希望者の募集を開始しますので、応募される方は、以下の方法により応募してください。

【募集期間】平成27年5月1日(金)から6月5日(金)まで

【応募方法】県農業公社ホームページ（<http://www.gnk.or.jp/>）上から「農用地等借受応募書」をダウンロードしていただくか、高山村役場 農業委員会事務局窓口（〒371-0852 前橋市総社町総社2326-2）に配置してあります同応募書に必要事項を記載の上、群馬県農業公社に持参または郵送してください。

【問い合わせ】

〒371-0852 前橋市総社町総社2326-2

公益財団法人 群馬県農業公社

☎027-251-1220 FAX 027-251-0677

高山村農業委員会事務局

☎0279-63-2111（内線41） FAX 0279-63-2768

あたたかい善意のご寄付
ありがとうございました

高山村社会福祉協議会に
尊い寄付金が寄せられました。
このご好意をありがとうございました。
く頂戴し、村の福祉活動事業のために有効に使わせて
いただきます。
皆様方の益々のご健勝と
ご繁栄をご祈念いたします

て、御礼とさせていただきます。
ありがとうございます。
○昭和14年4月高山小学校
入学同級生一同様

○59,691円

たかやま振興公社よりお知らせ 観光施設名称変更について



村内外のお客様に永年ご
愛顧をいただいております

「高山温泉ふれあいプラザ」
は、平成26年4月20日より
「道の駅・中山盆地」とし
て名称を変更いたしました。
「高山温泉ふれあいプラ
ザ」は、その中の施設の一
部として運営を行っていま
す。
ご周知が大変遅くなりました
したが、ご理解と一層のご
愛顧の程宜しくお願い申し
上げます。

中山盆地駅長

平成27年度子宮頸がん検診、乳腺甲状腺がん検診の実施について

子宮頸がん検診及び乳腺甲状腺がん検診を下記のとおり、実施いたします。

日 時	会 場	受付時間
5月20日(水)	関田住民センター	午後1時~2時
5月28日(木)	原住民センター	
6月3日(水)	高山村保健福祉センター	

*対象者の年齢の方で、申し込みされていない方も受診が可能です。当日、直接会場へお越しください。

*乳腺甲状腺がん検診は、マンモグラフィーに加え医師の視触診も実施します。

○子宮頸がん検診

対象者：20歳以上の女性

費用：1,000円

○乳腺甲状腺がん検診

対象者：40歳以上の女性

費用：1,000円

6月の身体障害者 巡回相談について

身体障害者手帳をお持ちの方及
びそのご家族の皆様へ
群馬県心身障害者福祉センター
が巡回相談を下記のとおり実施し
ます。

相談はすべて予約制です。

日時 平成27年6月3日(水)

受付は午前10時から12時まで

場所 中之条町保健センター

(中之条町役場となり)

☎0279-75-8818

実施科目 整形外科

相談内容 在宅訪問診療

各種の相談、補装具給付要

否判定等

当日持参していただくもの

○印鑑 ○身体障害者手帳

相談希望者の方は5月26日(火)

までに高山村役場 住民課まで予

約申し込みをしてください。

※障害が重い等の理由により巡

回相談の会場に来所すること

ができない方については、ご自

宅に訪問することもできます

ので、同様に相談ください。

問い合わせ 高山村役場住民課

☎0279-63-2111

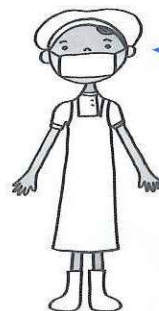
(内線64)

学校給食を食べてみませんか

給食を食べながら 考えましょう 語り合ひましょう
子どもたちの食と健康を！ 学校と家庭そして地域で！

- 日 時 平成27年5月29日(金)
12時から1時
- 場 所 高山小学校 1階 会議室
- 費 用 260円(当日集金します)
- 申し込み 高山村学校給食センター
☎(63-2811)でお申し込みください。
- 締め切り 5月26日(火)まで
※先着20名とさせていただきます。

※事前に食材の準備をする都合上、欠席すると代わりの方の出席をお願いするか代金をいただくこととなりますがよろしくお願い致します。



予 定 献 立

- ・ そぼろ丼
- ・ 牛乳
- ・ 刻み昆布の和え物
- ・ 根菜のみそ汁
- ・ フローズン杏

今年度第1回目の5月の試食会は、ごはんを主食とした和風の献立です。いり卵と肉そぼろをのせたそぼろ丼に、根菜を使ったみそ汁、和え物など、野菜や豆類、海藻を使用した副菜を組み合わせたメニューです。栄養バランスの良い給食を用意しますので、どなたでもお気軽にご参加ください。お待ちしております。

お知らせ

1時から2時まで『校長室開放』を実施していますので、お気軽にお出かけください。

おしゃべり会 Withういず

Withは、子育て中の親御さんが自由に参加できる交流の場です。普段考えているちょっとした子育ての悩みごと心配ごと、相談してみたいことなど、気軽におしゃべりしてみませんか？話してみることで、聞いてみることで、思いがけないヒントが見つかるかもしれません。

毎月1回開催しておりますので、お子さまが幼稚園や学校に行かれている間に、ちょっとお出掛けしてみませんか？お待ちしております。

日時：毎月第2水曜日(変更の可能性あり)10時～12時

場所：麻の里会館 小会議室(東吾妻町の岩島公民館)

【問い合わせ・申し込み】

やまばと(あがつま)相談支援センター

☎080-9266-1711(担当:相談員・臨床心理士 小林)

(または 高山村役場住民課 ☎0279-63-2111)

高山村の揃いの浴衣について

高山村の浴衣が、家の箆笥の中で眠っていませんか。今年度9月27日(日)郡民祭が高山村で開催されます。当日、揃いの浴衣で大きな輪になり、我が村の民謡を村民皆様に踊りましょう。

しかし、浴衣の数が足りません。そこで浴衣はあるがもう踊らないという方で、浴衣を無償で提供いただける方は、教育委員会までご連絡をお願いします。また、近くの婦人会員へ連絡していただければ、婦人会員がご自宅へ預かりに出向きます。……踊りたいが浴衣が無いという方に、お貸ししたいと思います。(できれば、帯とセットで提供くださると助かります。)

※6月末までにご連絡をお願いいたします。

連絡先：高山村教育委員会 ☎63-3046

高山村6次産業推進事業補助金について

高山村では、村内の農産物を活用した6次産業に取り組む農業者等への支援により、特産品の創出や本村農業の活性化を図ることを目的として、「高山村6次産業推進事業補助金」を交付します。村内の農産物を活用する新たな商品の開発などを検討されている方は是非ご活用ください。

1. 定義

6次産業とは、生産(1次)から加工(2次)及び販売等(3次)までを一括して行う事業をいいます。農業者とは、経営耕地面積が30a以上又は前年若しくは前々年の農産物販売金額が50万円以上の農家をいいます。

2. 補助対象者

農業者又は農業者の組織する団体で次の要件を満たしている方

- ①高山村に住所を有していて、世帯員全員が村税及び使用料等の未納がないこと
- ②農業者の組織する団体にあつては、構成員の世帯員全員が村税及び使用料等の未納がなく、組織及び運営に関する規約等が定められていること

3. 補助対象事業

補助の対象となる事業は、次のいずれかに該当する事業です。

- ①商品の企画・開発に関する事業
- ②販路の拡大に関する事業
- ③農産物等加工施設の新設及び改修等に関する事業
- ④地域食材供給施設等の新設及び改修等に関する事業
- ⑤農産物直売施設等の新設及び改修等に関する事業
- ⑥加工及び販売に係る機械設備等の導入・整備等に関する事業(生産に係る機械設備等の導入は対象外とします。)
- ⑦その他村長が必要と認めた事業

4. 補助率及び限度額

補助対象事業に要する経費の50%以内で1事業当たり300万円を限度とします。

ただし、1会計年度あたりの補助対象経費が50万円未満(消費税及び地方消費税は除く。)の場合は対象外とします。

また、事業実施が複数年にわたる計画であっても補助金額は合算して300万円を限度とします。

5. 事業の実施期間

事業の実施期間は、事業申請の年度内に完了する事業とします。

事業実施が複数年にわたる計画の場合であっても単年度毎に申請を行うこととします。

6. 申請方法

補助金の交付を希望される場合は、申請書類等に必要事項を記入のうえ、役場農政課まで提出してください。申請書類等は役場農政課窓口でお受け取りください。

7. 書類の審査方法

村の事務的な審査を行った後に、高山村6次産業推進委員会において、事業計画の妥当性や実現性について審査を行い、村長が決定します。

8. 補助金の交付

この補助金は、高山村補助金等に関する規則及び高山村6次産業推進事業補助金交付要綱に基づく交付となります。

問い合わせ

高山村役場農政課 ☎0279-63-2111 内線54

不正大麻けしの撲滅
にご協力ください

大麻とは、かつて日本でも繊維をとる目的で広く栽培されていた麻(アサ)のことです。大麻は、精神障害作用を起す成分を含むため、所持や栽培などが法律で厳しく規制されています。しかし、若者を中心に、乱用目的で大麻を不正栽培する例が後を絶ちません。

けしは、春から夏にかけて、色鮮やかで美しい大きな花を咲かせるものが多く、ガーデニングや切り花用の植物として人気があります。しかし、けしの仲間には、麻薬の一種であるアヘンの原料となるため、法律で栽培が禁止されている種類があります。

昨年、県内では不正な大麻が126本、けしが6,043本発見されています。

不正に栽培されている大麻や疑わしいけしを発見したときは、吾妻保健福祉事務所(☎75-3303)か吾妻警察署(☎68-0110)に連絡してください。

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する公的年金制度です。加入者（被保険者）は、就職したときや退職したときをはじめ、次のような機会ごとに届け出が必要になります。

第1号被保険者（自営業者や学生など）が、

- 就職して厚生年金や共済組合に加入したとき
- ↓本人の勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします。
- 結婚、配偶者の就職、本人の収入減などにより、第2号被保険者である配偶者の扶養となつたとき
- ↓配偶者の勤務する事業所へ提出します。事業所が年金事務所へ届け出をします。

第2号被保険者（会社員や公務員など）が、

こんなときこんな届け出が必要



「2015連合群馬ふれあいフェスティバル inあがつま」開催！

連合群馬吾妻地域協議会では、5月24日（日）パイテック文化ホール（中之条町文化会館）で「2015連合群馬ふれあいフェスティバル inあがつま」を開催します。

会場では藍染め、どろだんご・ものづくり教室（電気工作）、県立ぐんま天文台による「太陽観察」などの体験型イベントを中心に、動物ふれあい広場、スタンプラリー、抽選会、模擬店など、楽しいイベントをたくさん用意してお待ちしています。

また、会場内で募金を展開します。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

なお、模擬店・イベントへの参加は無料です。（一部販売は除く）

名 称 2015連合群馬ふれあいフェスティバル inあがつま～働く仲間の力で、活力ある地域づくり！～

日 時 5月24日（日）10時～15時

場 所 パイテック文化ホール（中之条町文化会館）
吾妻郡中之条町大字西中之条135

主 催 連合群馬吾妻地域協議会
吾妻郡中之条町大字中之条町1828
☎0279-75-6990

みんなの広場

たかやまの文壇

（文化協会俳句部）

「三月句会」

落ン玉ほぐれるほどに老の歩も
ふつふつと世界遺産や桑の芽木
春めきて工事現場の手旗かな
陽はみちて主なき家に梅は咲く
草の芽やなんじは強き力もつ
春の野辺なにはなくともいのちあり
先ず香りより味わいて桜餅
対岸に道の駅置き雪解川
もやし独活夕どきに置く太き指
スイートピーちひろの色に似て淡し
揺ぎなき大地の鼓動地虫出づ
おだやかな朝なりしかば百千鳥

朝郎
朝郎
泰枝
昭典
耀子
節子
あきを

「四月句会」

初蝶のよぎりしあとの鼓動かな
ひだまりの山路にこぼる初音かな
風光るこは上州真田道
雪解けて身の門を皆外す
あこがれの人の隣に花の下
春一番吹かなくてよし胸渇く
戦なき地球となれり万愚説
通学の列の急変春吹雪
貧困に望みを捨てず啄木忌
妻病みて食細くあり春かなし
あつちこち痛む級友春の宴
桜前線待ったの村の俳句会
桜前線足踏みをする山の里
母の趣味縫ぎ意気込みて花の句座

泰枝
あきを
良郷
耀子
昭典
朝郎
キヨ子

自動車税は6月1日（月）までに忘れずに！

自動車税は、道路の整備だけでなく、医療、福祉、教育の充実など、安心・安全な暮らしを確保するための財源として大切に使われています。

◆自動車税はコンビニエンスストアでも納税できます

◆障害者手帳をお持ちの方で、障害の程度、自動車の所有者など一定の条件を満たしている場合には、申請により自動車税が減免になる場合があります。ただし、軽自動車税の減免を受けている方は対象となりません。

申請期日：平成27年6月1日（月）

◆問い合わせ

吾妻行政県税事務所 ☎0279-75-3300
群馬県自動車税事務所 ☎027-263-4343

「人権擁護委員の日」 全国一斉特設人権相談について

前橋地方法務局及び群馬県人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された日（昭和24年6月1日）を記念して、下記のとおり「人権擁護委員の日」特設人権相談所を開設します。子どもに関すること、家庭内や近所のもめごと等、人権問題や困りごとで悩んでいる方はお気軽に特設人権相談所へお越しください。料金は無料で、秘密は固く守ります。

開設日時 平成27年6月1日（月）午前10時～午後3時

場 所 高山村いぶき会館

なお、特設人権相談所へお越しになれない方につきましても、通常どおり前橋地方法務局及び各支局で電話相談等を受け付けておりますので、お気軽にご利用ください。

電話による相談は、全国共通人権相談ダイヤル 0570-003-110をご利用ください。

問い合わせ

前橋地方法務局人権擁護課 ☎027-221-4466（代表）
前橋地方法務局中之条支局 ☎0279-75-3037